

連載誌上講座

新人企業福祉担当者のための企業福祉基礎講座

企業内共済会制度の歴史（3）

『三菱造船所 職工救護法』

・中央学院大学講師（企業福祉論）・（社）企業福祉・共済総合研究所専任講師 永野俊雄

鉄工事情

『職工事情』（明治36年・1903年発表）によると、明治30年代の鉄工には造船業、車輌製造業、各種の機械製造業に従事する職工たちがいた。この種の工業の多くは工場組織であったが、自家製造に属するものも少なくなかった。鉄工のほとんどは男工であり、その内多くのものが成年男工であり、工場によつては単身者より世帯持ちの者の方が多いところもあつた。三菱造船所においては、独身者が41.4%、妻子その他と同居するものが35.8%、その他の家族と同居するものが22.7%であった。職工の中には鍛冶職、大工職、鋳物職のようなかつて工場以外で専門の職工として働いていたものと、新しい技術を身につけたものの2種の職工がいた。三菱造船所における鉄工の教育程度の統計によると、無教育のものが16.8%、僅少の教育あるものが34.0%、尋常小学校卒業程度のものが39.1%、高等小学校卒業程度のものが10.1%となっており、相当の教育を受けたものもいたようである。

今回は造船業でも、民間では最も先発で、しかも最も先進的な労務管理が行なわれていた三菱造船所を事例に取り上げ、造船業に従事する職工の共済会制度を取り上げる。

三菱造船所の職工のための救済・共済制度

三菱長崎造船所の沿革

徳川幕府によって堅持されてきた鎖国政策は、開国への転換を余儀なくされるに至った。幕府は防衛体制を整える必要に迫られ、急遽オランダより生産設備を導入し、嘉永6（1853）年に浦賀製鉄所、長崎製鉄所、神戸操練局の建設に着手し、各藩に艦船の建造を要請した。これはわが国近代産業の萌芽であった。岩崎弥太郎の創業による三菱は、明治8（1875）年にボイド商会と共同で横浜に、船舶修理のための三菱製鉄所を発足させた。

三菱が大造船所の経営を意図していたところ、政府が従来の官営事業の失敗を認め、民間経営に委ねることに方針を改めた。三菱は当時の工部省長崎造船局の貸与を出願した。当時の長崎港は交通の要衝として外国船の出入りが多く、岩崎弥太郎社長は長崎での造船所の経営を決意した。三菱は明治17（1884）年に長崎造船所を借り受け、明治20（1887）年に払い下げを申請した。当時の長崎造船所は修理が主であったが、造船工場の新設に着手した。

三菱造船所職工救護法

三菱は人の和を旨とする三菱創業の精神に則り、労使は相互の理解と信頼を基調とした共存共栄の関係にあることを根本理念とする労務管理方針を以って、終始一貫経営に当たった。長崎造船所の経営を

始めた際、明治17(1884)年に工部省より引継いだ工員は僅か766名であったが、同29(1896)年、造船奨励法の実施により造船業はにわかに活況を呈し、工員数も漸増して同30(1897)年には3000名に、同35(1902)年には5000名を超えた。官営から三菱の経営に移った当時、生産関係のものは職人と呼び、その他の者は人足と呼んでいた。明治23(1890)年制定の諸規則では職人は職工に、人足は人夫に改称されている。当時は職工と職員の身分は明確に区別されていた。

三菱が工員の福祉、厚生を計った歴史は古く、長崎造船所発足当時にさかのぼる。当時すでに業務上の負傷に対する診療費は社費支弁とし、休業中は手当を、また殉職の場合は祭祀料、傷害に対しては扶助料を支給することとし、明治23(1890)年制定の工場規則にこれを成文化している。本格的に独立した制度の実施を見たのは、同30(1897)年の職工救護法である。この規定は従来の業務上の負傷、傷害、死亡者に対する給付額を著しく増額したばかりでなく、業務外の傷病者および老齢若しくは不健康等の理由による退職者および死亡者に対しても休業手当、退隠料、弔慰金等を支給する等、その範囲を拡大し、業務上のものについては従来通り社費支弁としたが、業務外のものに救済基金制度を設けた。この制度は労使双方から同額を拠出して基金とし、会社はこれに年6分の複利を附し、基金の不足の場合は会社から補給した。職工救護法の内容は以下の通り(『職工事情』より)。

- 第一条 職工職上の負傷は、三菱造船所の病院において、造船所の費用を以て療養せしむるものとす。
- 第二条 職工負傷、疾病、死去もしくは退隠、解傭等の手当てに充つるため、救護基金を設く。
- 第三条 職工は毎半月その等級に応じ救護基金分課額を拠出すべし。
- 第四条 三菱造船所は毎半月、職工の拠出金総額に均しき金額を拠出し基金に加え、な

お基金不足するときはこれを補足すべし。

第五条 職工救護法のため職工の等級を分つ左の通り。

- 一等 職工小頭並びに小頭心得。
- 二等 職工組長、人夫小頭並びに小頭心得、小蒸汽船船長および機関手。
- 三等 日給六十錢以上の職工人夫組長。
- 四等 日給三十五錢以上の職工札持人夫。
- 五等 日給三十五錢未満の職工札持人夫、小蒸汽船、駁船乗組員。

六等 見習職工並びに日給二十錢未満のもの。

第六条 職工職務上の負傷に基づき死去し、または造船所の傭使に堪えざるとき、もしくは長病に罹るときは左の割合により、この基金の内を以て手当金を給す。(表省略)病気引き篭り手当の支給は四ヶ月を限る。

第七条 1週間以上の病者は三菱造船所病院長の診断書を証し病気引き篭り手当金の支給を願い出すべきものとす。最も転地療養の場合に手当金の支給をなすとなさざるとは、その都度造船所支配人においてこれを定む。

第八条 満六十ヶ月以上勤続せる職工にて、その一等は満六十年その二等は満五十五年その三等以下は満五十年に達したるとき、または身体の健康を害し業務に堪えざるとき隠退を許したもの、または造船所の都合を以て解傭したるものは隠退手当を給し、また六十ヶ月以上勤続せる職工死去のときは、その遺族に隠退料同額の手当金を給す。職工自体に工場を退き、または工場規則違反のため解傭せられたるものは、隠退手当の支給を受けるを得ざるものとす。隠退および死去の手当金は左の割合によって勤務の月数に応じこれを給与す。(表省略)

第九条 職工自己の都合により解傭を願い出許可したるもの、または勤続満六十ヶ月

に達せざる職工にて造船所の都合を以て解傭したものには、左の割合により勤務の月数に応じて解傭手当金を給す。また死去したるものにはその遺族に同額の手当金を給す。(表省略)

第十条 職工下級より上級へ昇りたるもの、または上級より下級へ降りたるもの退隠手当、解傭手当はその各級勤務月数の割合に従つてこれを給するものとす。

第十一条 見習職工の見習年限は退隠手当を算出する勤務月数に加う。

第十二条 兵役その他やむをえざる事故にて休業を願い出て、造船所の許可を得て休職せるものは、休職前の勤務月数と再勤の月数とを合わせ算うべし。

第十三条 職工毎半月拠出金の割合左の通り。
一等 金一円三十五銭 二等 金八十銭
三等 金五十五銭 四等 金二十五銭
五等 金二十銭 六等 金十八銭
ただし六等に限り、その受領する賃金の二割が毎半ヶ月、金十八銭に満たざるものは賃金の二割限りを拠出すべし。

第十四条 職工の拠出金は給料支払の都度、毎半ヶ月分を引き去るものとす。受負工事に従事せる職工の拠出金は受負金額支払の都度引き去るものとす。

第十五条 職工の規則違反のため身元金および賃料を没収せるもの、および受取人なき賃料は總てこの救護基金に加う。

第十六条 死亡者の遺族に給する金はその寡婦に、寡婦なきものはその子、その子なきものはその親に、親なきものはその兄弟姉妹に、兄弟姉妹なきものはその祖父母に、祖父母なきものはその伯叔父母に渡すものとす。ここに掲ぐる親戚なきものには給与金なさず。ただし場合によりてはその金額を本人の名を以て慈善の資に供することあるべし。

第十七条 臨時雇人夫、職務上の負傷によりて死亡するときは、その遺族に金二十五円の

祭祀料を給す。この救護の対し、人夫受負人は毎半月、その差し出したる人夫の一日平均人員に対し百人につき毎半ヶ月、金十銭の拠出金をなすべし。

第十八条 職工救護法の範囲内のもの、昇進または転じてこの救護法の範囲に外に出るときは、その当日、本人の受領すべき金額をその類の傭使人の扶助基金に移し、本人隠退のときその手当金に加うるものとす。

三菱経済研究所史料館所蔵の『明治三十一暦年度 職工救護法及傭員扶助法第一次年報』(同法実施直後の社内用の報告書)から冒頭の部分のみを紹介したい。なお、毛筆による古い文体のため解説の誤りある場合、お許しいただきたい。

「本法は職工ノ死傷、疾病ヲ共濟シ老後職ヲ退クモノヲ救血スル為ニ設ケタル職工保護ノ方法ニシテ明治三十年十二月二十三日始テ此法ヲ布キタル以来茲に一暦年度ヲ経過セシヲ以テ第一次年報ヲ作り其成績ヲ示スニ當リ先全体ノ概梗ヲ叙シ順ヲ追テ各項ノ成績ヲ述べ其統計ヲ示スベシ

抑モ此等ノ保険的性質ノモノハ永年ノ日子ヲ積ムニアラザレバ未タ以テ真正ノ成績ヲ見ガタキモ就中負傷ノ為造船所ノ傭使ニ堪ヘサルモノノ手当死亡者遺族ノ扶助料等ノ如キニ至テハ最モ然リトス而シテ此一周年中ニ於テハ負傷ノ為造船所ノ傭使ニ堪ヘサルモノノ扶助ヲ除クノ外本法ノ目的タル負傷、疾病、死亡等ノ不幸者及退隠者ノ救護ハ何レモ其事実ヲ見レハ昨三十一年二月大連丸工事ニ従事中負傷ト死亡セシ故造鐘職阿部峰次郎及同年十一月立神丸工事中不負傷ト死亡セシ綱具職福田国吉ガ遺族ノ如キハ此恩典ノ為一時窮迫ノ難ヲ免レ又永年勤続職工ノ規定ノ年期ニ達シ退隠ヲ許シタルモノモ少ナカラズ此等ハ何レモ我社ガ職工保護ノ厚キニ感シ大ニ満足ヲ表シタレバ其声価ハ延ヒテ漸次我工場一円ニ及ビ一般職工ヲシテ后事ヲ慮ラス各安シテ其業ニ居ラレムルノ美果ヲ奏スルニ至ルノ期アルベキ事ト信ズ

以下各項ノ收支統計ヲ掲ケ其結果ヲ示スベシ」

職工救護法のその後

職工救護法は実施以来予期以上の成績を挙げたが、明治42(1909)年にはこの構想に若干変更を加え、規則の名称を職工救護規則と改称し、適用の範囲を業務外の傷病による休業手当と新たに加えた結婚、死亡、兵役並びに家族の病気、死亡等の場合における吉凶慶弔手当に限定し、拠金額を引き下げ、反面その支給額は増額した。一方、救護基金から支出した退隠料は同基金から離して、退隠養老積立金制度として別個のものに改変した。

神戸造船所も創業当時は長崎造船所の制度を適用していたが、明治39(1906)年7月に、別に職工救護規則を制定した。この制度は長崎造船所の制度とは異なり、工具の醸金は行なわず全部を社費支弁とした。

大正5(1916)年、待望の工場法が実施されたので、大正6(1917)年には三菱独自の制度に法令の趣旨を取り入れ、第三次の改正を加えた。名称は職工救護規則とし、長崎、神戸両造船所の取り扱いを統一した。即ち、養老積立の外は一切の費用を全部社費負担とし、給与の範囲および支給額を従来よりも若干拡大増額した。その内容は業務上の傷病に対する療養費、休業中の扶助手当、死亡者の遺族扶助料、葬祭料、慰恤金、身体障害者には傷害扶助料、退職帰郷者には帰郷手当、その他業務外の傷病に対しては休業中の傷病手当、死亡者の遺族には弔慰金、不健康若しくは交通遮断等の場合には不就業手当、また新たに兵役手当を加え、吉凶慶弔手当は従来通り据え置きとした。

三菱造船所の職工救護制度は常に時代の進展に先立ち、わが国産業界はもとより法令制定の際の主導的役割を果たしてきたが、大正15(1926)年に工場法施行令が改正され、健康保険法が実施されるに及んで、40余年間の長きに亘って実施してきた救護規則は同年限りで廃止した。しかし、その後における新制度も本規則を母胎として発足していることは見逃してはならない。

なお、当時の三菱造船所はその後、戦後の財閥解体その他、幾多の変遷を経て、現在の三菱重工業株式会社に引継がれている。

今回取り上げた三菱造船所の職工救護法が企業内共済会制度の範疇に入るのかどうか、多少の疑問はある。後半は全額会社負担の職工救護規則になり、純粹な労務管理の一規則として位置付けられたようであるが、発足当初は職工と会社の労使双方から拠出する、いわゆる共済会方式からスタートしたので取り上げた。

明治三十一曆年度

職工救護法及傭員扶助法第一次年報
三菱造船所

<引用・参考文献>

- 犬丸義一校訂『職工事情』(岩波文庫)
『三菱重工業株式会社史』(昭和31年)
『明治三十一曆年度職工救護法及傭員扶助法第一次年報』(三菱経済研究所史料館所蔵)